

(仮称) むつ風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 6 年 10 月

ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数（閲覧記録用紙記載者数）	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間.....	3
(2) 意見書の提出方法.....	3
(3) 意見書の提出状況.....	3
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解 ...	4

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下、「方法書」という）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及び要約書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和 6 年 8 月 7 日（水）

(2) 公告の方法

①日刊新聞等による公告（別紙 1 参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・令和 6 年 8 月 7 日（水）付 デーリー東北（朝刊 11 面）
- ・令和 6 年 8 月 7 日（水）付 東奥日報（朝刊 29 面）

②広報によるお知らせ（別紙 2 参照）

下記広報に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報むつ 8 月号
- ・広報ひがしどおり 8 月号
- ・広報よこはま 8 月号

③インターネットによるお知らせ（別紙 3 参照）

令和 6 年 8 月 7 日（水）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・ENEOS リニューアル・エナジー株式会社ホームページ
https://www.eneos-re.com/news/2024mutsu_houhousho.php
- ・むつ市ホームページ
<https://www.city.mutsu.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyo/2024-0801-0945-41.html>
- ・東通村ホームページ
<https://www.vill.higashidoori.lg.jp/keiki/page000269.html>
- ・横浜町ホームページ
<https://www.town.yokohama.lg.jp/index.cfm/6,12001,18,138,html>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 3 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用による公表を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・むつ市役所 環境政策課
- ・東通村役場 企画課
- ・横浜町役場 1 階ホール

②インターネットの利用による公表

- ・ENEOS リニューアル・エナジー株式会社ホームページ
https://www.eneos-re.com/news/2024mutsu_houhousho.php

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和6年8月7日（水）から令和6年9月6日（金）まで
（土・日・祝日を除く。）
- ・縦覧時間：いずれも開庁時間のみ

なお、インターネットの利用による公表については、上記の期間、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数（閲覧記録用紙記載者数）

縦覧者数（閲覧記録用紙記載者数）は0名であった。

なお、縦覧期間中におけるインターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は650回、ユーザー数は395であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告（インターネットによるお知らせを除く）と同時にを行った。

また、広報によるお知らせでも公告を行った。

（別紙1、別紙2 参照）

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

【会場①】

開催日時：令和6年8月23日（金） 18時～

開催場所：むつ下北観光物産館まさかりプラザ

来場者数：6名

【会場②】

開催日時：令和6年8月24日（土） 10時～

開催場所：東通村体育館三階控室

来場者数：0名

【会場③】

開催日時：令和6年8月24日（土） 15時～

開催場所：横浜町ふれあいセンター

来場者数：0名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和6年8月7日（水）から令和6年9月20日（金）まで

（郵送による意見書は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙4 参照）。

①縦覧場所に設置した意見書箱への投函

②紙面による当社への郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は2通であった。

第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

表 1 方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

(意見書 1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1-1	この地域は青森県の定める自然保護区域に設定される予定です。環境保全は他の風力発電設備が既存 8 箇所、計画中 14 箇所総数 352 の大型風車が設置される予定です。それが全て環境保全・災害対策に無策のまま計画が進むのは無謀です。少しずつ環境の変化を観測しながら進めるのでしたらまだ理解できますが、最低限環境省の進める現況復帰の予算と計画を最初から予定して下さい。 対策して頂きたいことは以下です。	本事業の環境への影響については、今後、適切に調査、予測及び評価し、専門家等からの助言を踏まえたうえで、可能な限り影響を回避又は低減するよう努めます。また、災害対策についても関係法令を遵守したうえで、関係機関との協議を踏まえながら適切に対策を検討します。なお、事業終了後の施設撤去及び原状回復にかかる費用は、事業の計画段階から費用として計上しています。
1-2	1. バードストライク対策 具体策	鳥類のブレード・タワー等への接近・接触については、調査結果に基づき年間衝突数を算出することで、影響を予測します。また予測の結果に応じて必要な対策を検討し、その結果は準備書で示します。
1-3	2. 災害対策 将来土台の撤去時に土砂崩れが起こります。	災害対策については関係法令を遵守したうえで、関係機関との協議を踏まえながら土砂崩れ等の災害を起こさないよう適切に対策を検討します。なお、風力発電機基礎の撤去については、関係者と協議のうえで適切に対応します。
1-4	3. 原状復帰 費用のプール	事業終了後の施設撤去及び原状回復にかかる費用は、事業の計画段階から費用として計上しています。
1-5	4. 水質監視 常時監視	基礎工事の掘削時の濁水及び降雨時の排水は各作業ヤードに設置する沈砂池に集約し、土壌に浸透させる計画です。工事中的水質監視については、必要に応じて関係機関と協議のうえ実施を検討します。
1-6	5. 近隣の植生変化とそれに伴う生態系の変化 随時公表	本事業の植生や生態系への影響については、今後、適切に調査、予測及び評価し、専門家等からの助言を踏まえたうえで、可能な限り影響を回避又は低減するよう努めます。また、予測の結果、植生及び生態系について影響が生じる可能性があるとして予測された場合には、調査結果等を基に専門家等からの助言を踏まえながら具体的な環境保全措置を検討したうえで、必要に応じて事後調査の実施を検討します。

(意見書 2)

No.	意見の概要	事業者の見解																												
2-1	送電線からの離隔距離不足による災害の恐れがあることから、本事業計画の縮小を求めます。 ■送電線からの離隔距離 対象事業実施区域には下北A、B線(東北電力, 各 154kV)と北本直流回線(電源開発, 250kV)の送電線が通っています。 表 7.2-4 に「万が一風力発電機が倒壊しても送電線に干渉しないよう、送電線から風力発電機の範囲(風力発電機の高さ)を離隔距離として確保した」とありますが、風力発電機の高さである 172m では不十分だと思います。 経済産業省の資料 1)に示されブレード折損・飛散事故のうち、飛散距離が 200m 以上のものは6 件あります。 <table><tr><th>名称</th><th>飛散距離</th><th>原因</th><th>参照</th></tr><tr><td>白馬ウィンドファーム</td><td>200～250m</td><td>台風</td><td>2)</td></tr><tr><td>与那国風力発電所</td><td>500m</td><td>台風</td><td>3)</td></tr><tr><td>ユーラス肝付ウィンドファーム</td><td>340m</td><td>台風</td><td>4)</td></tr><tr><td>東伯風力発電所</td><td>226m</td><td>補修点検ミス</td><td>5)</td></tr><tr><td>的山大島風力発電所</td><td>330m</td><td>台風</td><td>6)</td></tr><tr><td>番屋風力発電所</td><td>400m</td><td>台風</td><td>7)</td></tr></table> ブレード損傷飛散事故に備えて十分な離隔距離を取るべきです。 1)新エネ事故対応WGの審議対象及び水平展開ルールの明確化等について(経済産業省) https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newenergy_hatsuden_wg/pdf/029_03_00.pdf 2)白馬ウィンドファームのブレード損傷事故について https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newenergy_hatsuden_wg/pdf/017_01_01.pdf 3)与那国風力発電所の事故について(報告) https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newenergy_hatsuden_wg/pdf/007_06_00.pdf 4)ユーラス肝付ウィンドファーム風車破損事故について https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newenergy_hatsuden_wg/pdf/012_03_00.pdf	名称	飛散距離	原因	参照	白馬ウィンドファーム	200～250m	台風	2)	与那国風力発電所	500m	台風	3)	ユーラス肝付ウィンドファーム	340m	台風	4)	東伯風力発電所	226m	補修点検ミス	5)	的山大島風力発電所	330m	台風	6)	番屋風力発電所	400m	台風	7)	送電線からの離隔については、適切な離隔や対策を検討したうえで、風力発電機の配置計画を具体化する計画です。
名称	飛散距離	原因	参照																											
白馬ウィンドファーム	200～250m	台風	2)																											
与那国風力発電所	500m	台風	3)																											
ユーラス肝付ウィンドファーム	340m	台風	4)																											
東伯風力発電所	226m	補修点検ミス	5)																											
的山大島風力発電所	330m	台風	6)																											
番屋風力発電所	400m	台風	7)																											

No.	意見の概要	事業者の見解
	5) 東伯風力発電所 4 号機ブレード折損事故について(続報) https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newenergy_hatsuden_wg/pdf/023_01_01.pdf 6) 的山大島風量発電所 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newenergy_hatsuden_wg/pdf/031_01_01.pdf 7) 番屋風力発電所 5 号機風車ブレード破損事故について https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newenergy_hatsuden_wg/pdf/024_03_00.pdf	
2-2	■残土 残土は「原則として対象事業実施区域内で埋め戻し及び盛土等に極力利用する」(p. 2-25)とありますが、谷を埋めるような残土の処理はやめてください。沢の生態系に壊滅的なダメージを与えるだけでなく、土砂災害の恐れがあります。	残土については周辺の地形や生態系、工法を考慮したうえで処理計画を作成します。
2-3	■図書の常時公開と印刷 環境影響評価図書は縦覧期間終了後も閲覧できるようにしてください。他社ではそのようにしているところもあります。住民との合意形成を図る上で重要だと思います。また、ディスプレイ上で細かい字を見続けることができない人もいます。印刷できるようにしてください。	インターネットによる図書の電子縦覧においては、図書の流用、乱用を防ぐ目的からダウンロード保存や印刷はご遠慮いただいております。同様の観点から、図書の公表は縦覧期間に限定させていただいております。
2-4	■個人情報 大垣警察市民監視違憲訴訟 8)をご存知でしょうか。 貴社は、説明会に参加した人や、意見書、要望書を提出した人や団体の構成員の個人情報を警察との間で共有(提供したり、提供されたり)したことはありますか。 8) 大垣警察市民監視事件の資料(「ものを言う」自由を守る会) https://monoiujiyu-ogaki.jimdofree.com/%E4%BA%8B%E4%BB%B6%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E8%B3%87%E6%96%99/	弊社の事業においては、警察を含む第三者に対して個人情報を無断で共有したことはありません。また、説明会参加者等の個人情報は、引き続き関係法令を遵守したうえで適切に管理します。

日刊新聞紙等による公告

デーリー東北 (令和6年8月7日(水) 朝刊 11面)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「(仮称)むつ風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称 ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社

代表者の氏名 代表取締役 竹内一弘

事業者の所在地 東京都港区六本木六丁目二番地三十一号
六本木ヒルズノースタワー十五階

二、対象事業の名称 (仮称)むつ風力発電事業

種類 風力(陸上)

規模 総発電出力 最大四万二千キロワット
基数 最大十基

三、対象事業実施区域 青森県むつ市、東通村

四、関係地域の範囲 青森県むつ市、東通村、横浜町

五、縦覧場所 むつ市役所環境政策課、東通村役場企画課、
横浜町役場一階ホール(いずれも土、日及び祝日を除く開庁時)

電子縦覧 <https://www.eneos-re.com/news/2024mutu-houlousho.php>

期間 令和六年八月七日(水) から
令和六年九月六日(金) まで

六、意見書の受付
本環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱へご投函頂くか、事業者のホームページから意見書様式をダウンロードし、令和六年九月二十日(金)までに「八、問い合わせ先」へご郵送ください(当日消印有効)

七、説明会の場所及び日時
むつ市北郷光物産館まさかりプラザ
(むつ市柳町一丁目十番地二十五号)
令和六年八月二十三日(金) 午後六時から午後八時まで
東通村体育館三階控室(東通村砂子又沢内五番地三十四号)
令和六年八月二十四日(土) 午前十時から正午まで
横浜町ふれあいセンター(横浜町三保野五十七番地八号)
令和六年八月二十四日(土) 午後三時から午後五時まで

八、問い合わせ先
ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社
〒106-0032 東京都港区六本木六丁目二番地三十一号
六本木ヒルズノースタワー十五階
電話 〇三(六四五五) 四九〇〇
担当 事業開発本部 開発第一部 玉置、進藤

東奥日報 (令和6年8月7日(水) 朝刊 29面)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「(仮称)むつ風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称 ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社

代表者の氏名 代表取締役 竹内一弘

事業者の所在地 東京都港区六本木六丁目二番地三十一号
六本木ヒルズノースタワー十五階

二、対象事業の名称 (仮称)むつ風力発電事業

種類 風力(陸上)

規模 総発電出力 最大四万二千キロワット
基数 最大十基

三、対象事業実施区域 青森県むつ市、東通村

四、関係地域の範囲 青森県むつ市、東通村、横浜町

五、縦覧場所 むつ市役所環境政策課、東通村役場企画課、
横浜町役場一階ホール(いずれも土、日及び祝日を除く開庁時)

電子縦覧 <https://www.eneos-re.com/news/2024mutu-houlousho.php>

期間 令和六年八月七日(水) から
令和六年九月六日(金) まで

六、意見書の受付
本環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱へご投函頂くか、事業者のホームページから意見書様式をダウンロードし、令和六年九月二十日(金)までに「八、問い合わせ先」へご郵送ください(当日消印有効)

七、説明会の場所及び日時
むつ市北郷光物産館まさかりプラザ
(むつ市柳町一丁目十番地二十五号)
令和六年八月二十三日(金) 午後六時から午後八時まで
東通村体育館三階控室(東通村砂子又沢内五番地三十四号)
令和六年八月二十四日(土) 午前十時から正午まで
横浜町ふれあいセンター(横浜町三保野五十七番地八号)
令和六年八月二十四日(土) 午後三時から午後五時まで

八、問い合わせ先
ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社
〒106-0032 東京都港区六本木六丁目二番地三十一号
六本木ヒルズノースタワー十五階
電話 〇三(六四五五) 四九〇〇
担当 事業開発本部 開発第一部 玉置、進藤

広報によるお知らせ

広報むつ（令和 6 年 8 月号 9 ページ）

**（仮称）むつ風力発電事業
方法書縦覧・説明会**

むつ市奥内地区周辺及び東通村田屋地区で、ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社（本社：東京）が計画している風力発電事業に関して、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下の通り縦覧し、説明会を開催します。

▶いつ 縦覧期間：8/7（水）～9/6（金）
意見受付期間：8/7（水）～9/20（金）
説明会：8/23（金）18:00～20:00

▶どこで 縦覧場所：むつ市役所環境政策課
説明会：むつ下北観光物産館まさかりプラザ 3 階会議室

問 ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社
事業開発本部開発第 1 部（玉置・進藤）
☎ 03-6455-4900

広報ひがしどおり（令和 6 年 8 月号 20～21 ページ）

『（仮称）むつ風力発電事業 環境影響評価方法書』の縦覧について

環境影響評価法に基づき、「（仮称）むつ風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

縦覧書類

（仮称）むつ風力発電事業環境影響評価方法書

対象事業実施区域

青森県むつ市、東通村

縦覧場所

東通村役場2階 企画課
（開庁時のみ）

縦覧期間

8月7日（水）～9月6日（金）

意見書受付終了日

9月20日（金）

※本環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、意見書受付終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱へご投函

頂くか、事業者のホームページから意見書様式をダウンロードし、以下のお問合せ先へご郵送ください（当日消印有効）

説明会の場所及び日時

東通村体育館3F控室／8月24日（土）10～12時

「お問合せ先」

ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社

〒106-0032

東京都港区六本木6丁目2番31号

六本木ヒルズノースタワー15階

担当 事業開発本部 開発第1部

玉置、進藤

☎ 03-6455-4900

広報よこはま（令和 6 年 8 月号 15 ページ）

「(仮称)むつ風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会について

環境影響評価法に基づき作成した、「(仮称)むつ風力発電事業 環境影響評価方法書」について、以下のとおり縦覧し、説明会を開催します。

- | | | | |
|-----------|-----------------------------|-----------|-----------------|
| ●縦覧書類 | (仮称)むつ風力発電事業 環境影響評価方法書 | ●縦覧期間 | 8月7日(水)～9月6日(金) |
| ●対象事業実施区域 | 青森県むつ市、東通村 | ●意見書受付終了日 | 9月20日(金) |
| ●縦覧場所 | 横浜町役場 1 階ホール(土、日及び祝日を除く開庁時) | | |

※本環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、意見書受付終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱へご投函頂くか、事業者のホームページから意見書様式をダウンロードし、下記のお問合せ先へご郵送ください(当日消印有効)。

- | | |
|-------------|--|
| ●説明会の場所及び日時 | 横浜町ふれあいセンター 令和 6 年 8 月 24 日(土) 15 時～17 時 |
| ●お問合せ先 | ENEOS リニューアル・エナジー株式会社
〒106-0032 東京都港区六本木 6 丁目 2 番 31 号 六本木ヒルズノースタワー15 階
(担当)事業開発本部 開発第 1 部 玉置、進藤 ☎03-6455-4900 |

インターネットによるお知らせ

(ENEOS リニューアル・エナジー株式会社 ホームページ)


ENEOS リニューアル・エナジー株式会社

[English](#)
[サイト内検索](#)
[お問い合わせ](#)

[企業情報](#)
[再生可能エネルギー](#)
[地域とともに](#)
[サステナビリティ](#)
[ニュース](#)
[採用情報](#)

[TOP](#) > [ニュース](#) > > 「(仮称)むつ風力発電事業 環境影響評価方法書」の電子縦覧について

ニュース

2024年8月7日
[掲載アセスメント](#)

「(仮称)むつ風力発電事業 環境影響評価方法書」の電子縦覧について

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称)むつ風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)を作成し、令和6年8月6日付で経済産業大臣に届け出ました。

方法書について、下記のとおり縦覧します。

[▼ 方法書の縦覧について](#)
[▼ 意見書の提出について](#)
[▼ お問い合わせ先](#)

方法書の縦覧について

公開場所

施設名	公開時間
むつ市役所 環境政策課	(いずれも土、日及び祝日を除く 開庁時のみ)
東通村役場 企画課	
横浜町役場 1階ホール	

縦覧期間

令和6年8月7日(水) から令和6年9月6日(金) まで

意見書の提出について

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、住所、氏名及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

(日本語により意見の理由を添えて記載してください)

(1)縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函(令和6年9月20日(金)まで)

(2)下記当社宛に郵送(令和6年9月20日(金) 当日消印有効)

〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階
 ENEOS リニューアル・エナジー株式会社
 事業開発本部 開発第1部 宛

[意見書用紙](#)
[詳細はこちら](#)

お問い合わせ先

ENEOS リニューアル・エナジー・マネジメント株式会社
 事業開発本部 開発第1部
 担当 玉置・進藤
 電話 03-6455-4900(代表)
 (土・日・祝日・年末年始を除く、午前9時～午後5時まで)

くらし・手続き

事業者向け情報

観光・文化・スポーツ

市政情報

サイト内検索

Google 提供



現在の位置：ホーム > くらし・手続き > 環境・衛生 > 生活環境 > 風力発電事業に係る縦覧について

風力発電事業に係る縦覧について

「(仮称) むつ風力発電事業」に係る環境影響評価方法書の縦覧について

むつ市及び東通村において、ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社が計画している風力発電事業に関して、「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧いたします。

縦覧書類

(仮称) むつ風力発電事業 環境影響評価方法書

対象事業実施区域

むつ市及び東通村

関係都道府県および関係市町村

青森県、むつ市、東通村、横浜町

縦覧場所

- ・ むつ市役所環境政策課
- ・ 電子縦覧（下記リンク）
https://www.eneos-re.com/news/2024mutsu_houhousho.php

縦覧期間

令和6年8月7日（水）から令和6年9月6日（金）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く開庁時）

意見書の受付

方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙に住所・氏名およびご意見（日本語）をご記入のうえ、令和6年9月20日（金）までに縦覧場所に設置の意見書箱にご投函頂くか、下記問い合わせ先へご郵送ください。（当日消印有効）

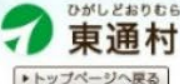
問い合わせ先

ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社
事業開発本部 開発第1部
担当 玉置(たまおき)・進藤(しんどう)
TEL:03-6455-4900

くらし・手続き

- ▶ 戸籍・住民登録・証明
- ▶ 市民相談
- ▶ 税金
- ▶ マイナンバー・マイナンバーカード
- ▶ 消費生活センター
- ▶ 国民健康保険
- ▶ 国民年金
- ▶ 後期高齢者医療制度
- ▶ 医療
- ▶ 健康
- ▶ 福祉
- ▶ 戦没者援護
- ▶ 生活保護
- ▶ 民生委員・児童委員
- ▶ 福祉バス
- ▶ 妊娠・出産
- ▶ 子育て
- ▶ 学校教育
- ▶ 教育委員会
- ▶ 青少年
- ▶ サテライトキャンパス
- ▶ 公共交通
- ▶ 環境・衛生
- ▶ 都市計画・公園・住宅・道路・国土調査
- ▶ 上下水道
- ▶ スマートシティ

(東通村 ホームページ)



ひがしどおりむら
東通村
▶ トップページへ戻る

領土を自然と科学の調和…
限りなく飛躍する
未来を拓いた村

[本文へ](#)
[携帯版サイト](#)
[Foreign Languages](#)
文字サイズ
[標準](#)
[拡大](#)

Google 提供

[検索の方法](#)
[サイトマップ](#)

東通村のご紹介
村民の方へ
事業者の方へ
観光・歴史
行政・まちづくり

行政・まちづくり

- ようこそ村長室へ
- 東通村役場のご案内
- 東通村役場へのアクセス
- 統計データ
- 計画・財政**
- 政策・まちづくり
- 定住促進
- 情報公開
- 広報・広聴
- 人事行政・職員採用
- 東通村議会
- 選挙管理委員会
- ふるさと納税
- 定住自立圏構想

東通村トップページ > 行政・まちづくり > 計画・財政 > 『(仮称)むつ風力発電事業 環境影響評価方法書』の縦覧について

『(仮称)むつ風力発電事業 環境影響評価方法書』の縦覧について

印刷用ページ

最終更新日：2024年8月7日

環境影響評価法に基づき、「(仮称)むつ風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

縦覧書類
(仮称)むつ風力発電事業環境影響評価方法書
対象事業実施区域
青森県むつ市、東通村
縦覧場所
東通村役場2階 企画課(開庁時のみ)
縦覧期間
8月7日(水)～9月6日(金)
意見書受付終了日
9月20日(金)

※本環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、意見受付終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱へご投函頂くか、事業者のホームページから意見書様式をダウンロードし、以下の問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)

[url=https://www.eneos-re.com/news/2024mutsu_houhousho.php](https://www.eneos-re.com/news/2024mutsu_houhousho.php)

説明会の場所及び日時
東通村体育館3F控室／
令和6年8月24日(土) 10時～12時
問い合わせ先
ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社
〒106-0032
東京都港区六本木6丁目2番31号
六本木ヒルズノースタワー15階
担当 事業開発本部 開発第1部 玉置、進藤
電話 03-6455-4900

(横浜町 ホームページ)



現在位置: [ホーム](#) > [くらし](#) > [生活・環境](#) > [新エネルギー](#) > 「(仮称) むつ風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会について

くらし

- ▶ 戸籍・住民登録・証明
- ▶ 医療・年金
- ▶ 健康
- ▶ 福祉
- ▶ 税金
- ▶ 生活・環境
 - ごみ
 - 犬の登録・狂犬病予防注射
 - 八チの巣について
 - 指名願い
 - 上下水道
 - 住宅
 - 道路
 - 交通安全・防犯
 - 交通
- ▶ 新エネルギー
 - 大規模盛土造成地について
 - 男女共同参画
 - 公害
 - 消費者行政
 - 光通信
 - リサイクル
 - その他
 - 移住・定住
- ▶ 空家
- ▶ お知らせ情報一覧

「(仮称) むつ風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会について

ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社が計画する「(仮称) むつ風力発電事業」について、環境影響評価に係る調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を作成したため、以下のとおり縦覧し、説明会を開催いたします。

●縦覧書類

(仮称) むつ風力発電事業 環境影響評価方法書

●対象事業実施区域

青森県むつ市、下北郡東通村

●縦覧場所

横浜町役場1階ホール(土、日及び祝日を除く開庁時)

※縦覧期間中は事業者ホームページ(下記URL)からもご覧いただけます。

https://www.eneos-re.com/news/2024mutsu_houhoucho.php

●縦覧期間

8月7日(水)～9月6日(金)

●意見書受付終了日

9月20日(金)

※本環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、意見受付終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱へご投函頂くか、事業者のホームページから意見書様式をダウンロードし、下記の問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

●説明会の場所及び日時

場所: 横浜町ふれあいセンター

日時: 令和6年8月24日(土) 15時～17時

●問い合わせ先

ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社

〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号 六本木ヒルズノースタワー15階

(担当)事業開発本部 開発第1部 玉置、進藤 (電話)03-6455-4900

意見記入用紙

「(仮称) むつ風力発電事業 環境影響評価方法書」
意見記入用紙

ご住所

ご氏名

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。

3：日本語により、意見の理由も含めて記載をお願いします。

